

日中間のコミュニケーション・ギャップ考 (2)

—1908 年の第二辰丸事件と日貨ボイコット運動を中心として—

山本忠士

日本大学大学院総合社会情報研究科

A Study of Communication Gap between Japan & China (2)

—Anti-Japanese Boycott movement of China in 1908—

YAMAMOTO Tadashi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

A Japanese steamer "Daini-Tatsumaru" was taken into custody in the Chinese customers and Battleships on suspicion of arms smuggling in May, 1908. This export of arms was exported to Macao through formal procedure using the ship "Daini-Tatsumaru". The customhouse in China was apprehensive about these arms flowing to Sun Wen's revolutionists Group. As a result of Sino-Japanese negotiations, the Chinese Government apologized for having insulted a purchase of arms, the reparations of cargoes, such as marine products. The Hong Kong residents got angry with this result, and movement of large-scale Boycott of Japanese goods developed in various parts of China including Hong Kong, Shanghai, Hanguo. A Japanese newspaper reported the event in support of the Japanese Government. Thus, many Japanese did not fully understand why a boycott on Japanese goods occurred in China.

はじめに

中国における日貨ボイコットは、日本に対する抵抗運動として行われ、その第1回は1908年の第2辰丸事件を契機とする。爾来、日貨を対象とするボイコット運動は、1927年の満洲事変までに9回を数え、1932年の上海事変、満洲国の成立以降は「慢性的となった」⁽¹⁾といわれる状況にあった。

日貨ボイコット運動は、日本の中国に対する権益の拡大に伴って、激しくなっていた。そして、中国側の一方的との思える攻勢の前に日本の対応は、ほとんど為す術がなく、同じような弥縫策を繰り返していたようにみえる。

松本武彦は、このボイコットに対して日本側は、「悲観的であった」と述べている。⁽²⁾ その理由は、日本側にとって、第二辰丸をめぐるボイコットは、政府間で問題が既に解決してから起きたものであり、解決した事案について、ボイコットが起きたからと

いって、改めて新たな妥協案を提示することなどできるはずもないからである。

日清戦争が起きる前までの清国は、日本に対する認識を誤っていたと考えられる。日本が西洋文明を吸収し、国内改革を推し進めてきたことに対しても、西洋文明の模倣をする「輕佻浮薄」な国として、日本を輕侮するところがあった。中国はまごうことなき大国であり、例えば、清国海軍は東洋一を誇り、北洋、南洋、福建、広東の4水師（水軍）を持ち、特に北洋水師は、「定遠」「鎮遠」等日本に倍する軍艦を保有していた。韓国を「藩属」の国とした中国に対し、日本は「独立国」と考えたことにも、中国の大国意識が現れていた。

日清戦争は、日本の勝利に終わり、この敗戦が、清朝の権威を弱めることになった。内部からも改革を試みた康有為などの戊戌政変も失敗し、清朝は急速に求心力を失っていった。日清の政治的、軍事的、心

理的立場は逆転した。

日本は、自らが負の遺産として苦しんだ「不平等条約」を、勝利者として中国に課したのである。近代日本が経験した最初の戦勝によって得た権益は、国民の「血」をもってあがなった戦果であるとの認識は強かった。強大な陸・海軍を持つ清国は、小国日本に負けることなど考えていなかったに違いない。

もし、日本が日清戦争に敗れていたら、その後の日本の状況は、かなり厳しいものになっていたことだろう。いつの時代も戦争は、国家の命運を分ける。

ともかく日清戦争、日露戦争に勝利し、自らをアジアの盟主と自負する驕慢さが、日本に芽生えた。日本は、列強と同じ目線で、ともに中国の権益を得るようになった。その自負と驕慢は、徐々に大きくなっていった。

日中の「国際感覚」

近代史の過程で、日中の国家・国民の国際感覚には、逆転現象が起きたように思われる。

日本は、欧米列強との関係では「被差別」の立場に置かれ、開国・条約締結とその改正交渉の過程で、差別される側の屈辱を味わいながら強者の国際感覚を学んでいった。そして、日清・日露戦争に勝利し西欧列強とほぼ同一視点に立ちアジア諸国を「差別する側」に立ち、自身が苦しんだ『差別される側』の「鋭敏」な感性を失っていったようにみえる。

明治日本が目指した「富国強兵」は、文字通りに読めば「富国」が先に来て、その後に「強兵」が可能になるという順序であった。しかし、日本はまず「強兵」を第1の国家目標とした。アヘン戦争で大中国が、イギリスに破れたニュースは、徳川時代の日本にも届き、ひたすら中国に学んできた日本は大きな衝撃を受けた。

維新後、日本は、中国の轍を踏まぬ決意を固め「強兵」を優先したのである。自立しなければ、植民地化されるという脅威が、目の前にあったのである。貧しい国でありながら、「強兵」を目指したアンバランスが、日本人の国際感覚を歪んだものにした一面もある。しかし、それしか選択の道がなかったのも現実であった。欧米のような「富国」と「強兵」のバランスは望むべくもなかったのである。

一方、中国は、清朝時代の華夷秩序的な、朝貢貿易的意識に基づく、上下関係の国際関係の「不平等」を当然としていた。巨大文明の盟主であり、周辺の韓国をも「藩属」と公言することを当然のことと考える「鈍感」さをもっていた。西洋の衝撃に遭遇しても、清国の姿勢は揺らぐことなかった。欧米外交団に「三跪九叩」の礼を求める感覚に、そのことが明瞭に表れている。

そして、日清戦争の敗北、清朝の崩壊、国内の不安定という歴史経過のなかで、中華の誇りが傷付けられ、青年学徒を中心に「不平等」に対する「鋭敏」な感覚が、研ぎ澄まされていった。

祖川武夫は、「ある条約が不平等条約であるという命題は、事実認識というよりは、より多く価値判断に属する事柄である」としている。⁽³⁾そして、清末の治外法権である領事裁判権や片務的最恵国待遇について、中国は自己の伝統的な枠組みの中にそれを肯定的に受け入れていた、という。文明と呼ぶに値する唯一の「中国文明」から見れば、領事裁判権は、「西夷」である西欧との紛争の発生ないし拡大を回避する手段として、むしろ歓迎された。天子が、野蛮な国々に対して恩恵を施すという文脈において、領事裁判権が平然と与えられたのであった。

その感覚が、中国の傷口を広げることになったのは、後の歴史が証明している。

日貨を初めとする外国製品のボイコット運動は、「弱者」であった中国が、国民国家を形成するための苦闘史の一齣と位置付けることができる。

奇妙なことに日本は、中国に対する差別意識に対して「鈍感」になったばかりでなく、欧米からの「被差別」に対しても「鈍感」になったように思えることだった。例えば、1905年の中国人移民排斥法の立法化に対して、中国人は「鋭敏」に反応し、横の連携によって国際的（multilateral）な組織による猛烈な反対運動を展開した。こうした「自己主張」の強い中国に対して、日本は、日本人移民排斥や公立学校の日本人学童隔離など日本人差別の動きが激しくなると、裁判を起こす動きも出たが、結局、政府の方針に任せたのであった。

行動に訴えて、日本人の意思をアメリカ社会に表明することはしなかったのである。日本政府も中国

と連携して「日中被差別者同盟」を考えることもなく、あくまで両国政府間 (bilateral) の外交交渉による問題解決を目指した。

第二辰丸事件による日貨ボイコットは、日本の対中姿勢に対する中国の明確な異議申し立ての行動であった。しかしながら、日本国民は、中国からの強烈な異議申し立てを、必ずしも正確に受けとめていなかったように見える。

しかしながら、一般の日本国民にとって、1908 年の日貨ボイコット運動は、最初の経験であり、きわめて理解しにくい問題であったように思われる。国民にとって唯一の情報源である新聞は、正規の輸出手続を経た品物を運ぶ汽船が、何故抑留されなければならないのか。非は清国側にあるというのが、日本の新聞の基本的な報道スタンスであったし、外務省もそうであったからである。

従って、日本側では、政府も新聞社も第二辰丸事件が、あれほどの日貨ボイコット運動に発展することは、夢想だに出来なかったに違いない。

日貨ボイコットの先行研究

日貨ボイコット研究の第一人者である菊池貴晴は、『増補中国民族運動の基本構造—対外ボイコットの研究』⁽⁴⁾を著し、中国のボイコット運動の精緻な研究を成し遂げている。第二辰丸事件とボイコットに関しては、この他に松本武彦「対日ボイコットと在日華僑—第二辰丸事件をめぐる」⁽⁵⁾、菅野正「辰丸事件と在日中国人の動向」⁽⁶⁾、米沢秀夫「対日ボイコットと民族ブルジョワ階級」⁽⁷⁾などがある。本稿では、第二辰丸事件の全体像を追求している菊池論文を参考とした。

菊池は、中国の対外ボイコットの萌芽を 1905 年のアメリカの中国人排斥法問題反対運動にあったとし、著書の第 1 章を「対米ボイコットの研究」から始めている。

中国のボイコットは、「弱体な民族資本が各階級の援助を受け、その最も基本的課題である国内市場の指導権を外国資本から守り、自らも発展しようという闘争」であったと菊池は位置付け、「対外ボイコット運動を中国民族運動の基軸をなすもの」としている。こうした視点に立って、中国のボイコット研究の

視点を次のように整理している。⁽⁸⁾

第 1 は、各ボイコット発生の原因を、それぞれの時点における当該国の国内情勢及び国際関係の中で考察することによって、経過、特徴を明らかにし、ボイコット相互の関連から発展過程を解明する必要のあること。

第 2 に、ボイコットは、初歩段階から外国商品を排斥し、自国産業を保護育成する見地から行われ、それによって、中国民族資本の発展と生産力増強の関係で保護関税の代用的役割を果たしたこと。

第 3 は、特に重要だったのは、1915 年の「21 か条要求」に反対する日貨排斥運動で、辛亥革命で敷かれた資本主義の路線が、第 1 次世界大戦勃発によって西欧帝国主義国家の経済的圧力が低減され、それによって量的にも質的にも画期的民族資本の発展を促したこと。

第 4 に、1923 年の時点で、「日貨排斥」から「対日経済断交」に名称が変えられたことの意義について、着目する必要のあること。

第 5 に、1927 年の 4.12 クーデター後、国民党の右傾化によって、経済断交における民衆運動が大幅に後退した。しかし、済南事変、満州事変、上海事変などによって再び学生や労働者の民衆運動の台頭を促し、中共の指導もあって各階級の協力による民族戦線統一の萌芽が必然的となった。特に、「反日」から「抗日」への名称上の転換、抗日救国会結成とその左傾の基本的意義は大きいこと。

第 6 に、ボイコットは、最初から各階級の連合として発展してきたので、指導者層を特記するのは困難であるが、強いて言えば、資本家層→知識人・学生層→労働者→民族統一戦線と変身したと考えるのが妥当であること。そして、民族民主主義＝新民主主義革命が志向されたこと。

菊池は、こうした研究の文脈で「第 2 辰丸問題」を分析し、その交渉過程、事件の背景、ボイコットの動向、ボイコットの意義、日本のボイコット対策について、特に中国側の文献資料を駆使して、次のような結論を導き出している。⁽⁹⁾

1. 日露戦争後の日本の対華政策が、露骨な侵略性を持っていたことに対する反日感情が相当深いところにあったこと。

2. その民族感情の激化は、日本商品の国際信義を無視したような強引な進出策にも起因したこと。

3. ボイコットは外国製品の不買とともに民族産業振興と国産品愛用を伴い、これが土着資本の成長に大きく役立ったこと。

4. 広東自治会と立憲派が運動に挺身したのは、自派の強化策を対日抵抗に求めたためであること。

5. 革命派が、ボイコットに反対したことによって運動が狭小なものになった、としている。

その上で、菊池論文では、第二辰丸問題の係争点を、①第二辰丸の停泊地点が中国領だったのか、ポルトガル領だったのか。あるいは公海だったのか。②第二辰丸の密輸行為が事実であったのかどうか。③日章旗撤去問題がどのような意味を持つか、の3点をあげている。⁽¹⁰⁾

上記の係争点について、菊池論文に対する若干の疑問点を指摘しながら論を進めたい。

①停泊地点の問題に対して、菊池論文では、当初、ポルトガルは「慣例」によって自国領海であることを主張したにすぎなかったとし、『東方雑誌』及び『清季外交史料』を論拠として、ポルトガルの領海ではなく、日本側にはその根拠がなかったとしている。

明治41年の『日本外交文書』を見ると、日本側は何度も辰丸の停泊地点確認を領事に求めている。なかなか得心がいかなかったのは事実であろう。

しかし、菊池論文の「日本側主張に明確さが欠けた」との指摘は違うように考える。辰丸停泊地点が、ポルトガル領でなかったことの判明は、事件解決後の3月19日のことであった。日本駐在のポルトガル公使から本国政府の訓令として、辰丸の停泊地点が「ポルトガルの主権の及ぶ範囲外」であったことを日本側に伝えてきたのである。ポルトガルの趣旨がどこにあるのか、日本側は理解に苦しんだようであるが、結局、第二辰丸事件がポルトガルと関係なく落ち着いたので、彼らが面目を保つためにそのように伝えてきたのではないかと推測し「領海論ヲ離レテ本件ヲ落着セシメタルハ頗ル幸ナリ」と胸をなでおろしている。⁽¹¹⁾

この経緯から見ると、日本側は、停泊地点がポルトガル領でなかったことを、事件が落ち着いてから知ったことになる。従って、「後には中国領海説を否定

する論拠を喪失し、主張も明確さを欠くように変わった」という菊池論文の記述は、やや腑に落ちない。もし、「主張も明確さを欠くように変わった」のが、交渉中という意味なら、それはあり得ない。外交文書資料を見る限り、日本側がポルトガルの不実を知ったのは、事件落着後、であるからである。

両国の交渉で、日本はポルトガルの主張するポルトガル領説に基づいて主張したわけだから、そこに両者の食い違いがある。「ポルトガル領外」が、公海ではなく、「中国領」であったことを意味するなら、菊池論文の主張どおりであろう。

ただし、停泊地点が、「ポルトガル領外」であったとの話は、日・葡両国の間だけのこととして秘密にされたようである。即ち「此際清国ニ何事モ云ハサル方得策ナリと思考スル旨ヲ語りシニ同公使モ之ヲ諒シ其趣本国ニ電報スヘシト語レリ」⁽¹⁴⁾とある。

そうであるなら、ポルトガルが主張した第二辰丸の停泊地点が「ポルトガル領である」との見解は、表面上、その後も生きていた、と考えられる。

外交文書には出ていないが、2月18日付「東京朝日新聞」は、第二辰丸の照峰船長の手紙を掲載し、その中で「マカオ領海の区域は狭少且浅く水深2尋を超えず、故に本船は、海図上指定マカオ錨地に停泊したとする船長の話伝えていいる。「領海」と「錨地」とあり、第二辰丸は「錨地」に停泊したようである。

②「武器が密輸であったかどうか」について、菊池論文は、中国側史料に基づいて、税官吏および水師が上船した時、船倉は既に開かれ、箱舟1隻が倉庫内にあるのを見たことから、これは荷下を準備した証拠とし「事実に基づいた強硬な主張」だとしている。

中国側主張が、本当に「事実に基づく」と断定できれば、事態はもう少し簡単であったはず。つまり、中国側は現場で見ているから信頼でき、日本側は後になって、船長の事情聴取による証言だから信頼性がない、ということのようである。

しかし、果たしてそうか。このありになると、「神のみぞ知る」というグレーゾーンになる。中国側の主張の正しさを、中国側文書のみによって証明できるのかどうか。主張が真つ向から食い違うからである。係争問題に、裁判が必要な所以である。

菊池論文は、神戸税関とマカオ政庁証明書について

ては、合法不法よりも「道義上の問題」⁽¹²⁾に力点をおいて論ずるとし、香港のイギリス政庁が武器の「不法なマカオ輸出」を禁じていることを知りながら、日本税関やマカオ政庁が、武器輸出許可を与えたとすれば、非人道的行為であって容認し難い、といっている。

しかし、武器輸出問題を「道義問題」で裁くのは、やや無理があるのではないか。香港からマカオへの不法な「武器輸出」を禁じていたことを根拠に辰丸の「武器輸出」が不法であると主張できるのなら、道義上の問題でなく堂々と違法性を追求すればよいのではないか。また、中国の規定では、中国の水面に武器を運搬するものは、中国海関の許可証がなければ犯例に属するから、中国の護照を所持しないで、中国の水面で違禁の貨物を荷おろしすれば、当然に拿捕されることになる。

先に紹介した東京朝日新聞掲載(2月18日)の照峰船長の手紙は、船が錨地到着後、「マカオより安宅商会(受荷主)店員を乗せた小蒸気船に次いで舁下も来たり本船に近寄らんとせしに、突然清国砲艦4隻現れ、本船の周囲を取り囲み、漸く安宅店員のみ乗船」としている。安宅社員が、マカオに積荷を運ぶ為の舁下を伴ってきたのは事実のようである。

③の国旗問題については、菊池論文の指摘のように、大げさに取り上げて強弁した面もあったであろう。私自身は、この件は既に日本の新聞にも報じられており、外務省としては、きちんと対応しないと日本国内で大きな問題となることを懸念した結果ではないか、と考えている。

ただでさえ、武器密輸問題の嫌疑がかかった日本の民間汽船の国旗問題である。それを、「21 発の礼砲」を以って謝罪せよというのである。まるで軍艦の「日の丸」が、侮辱されたかのような騒ぎである。香港市民が、怒るのも無理からぬことである。

菊池論文は、この問題は、どう最良目に見ても日本側に有利であるとはいえないとし、第三国の仲裁を拒否した日本に疑問を投げかけている。

私も、何故、日本側が第3国の判断を仰がなかったのか、不思議に思う。外国紙の見方も、第3国判断になるだろうと予測した。明治初期の日本とペルーとの「マリア・ルス号」事件では、ロシア皇帝に

一任され日本の主張が認められたことがあった。

以上、菊池論文の価値には何の影響もないが、あえてささやかな疑問点を呈した次第である。

『日本外交文書』からみた辰丸事件

明治41年の『日本外交文書』には、「清国ニ於テ本邦汽船第二辰丸抑留一件」として177件の第二辰丸問題およびボイコット関係文書が収録されている。

[表1] 辰丸関係月別文書数

月	文書数	月	文書数
2月	27	8月	1
3月	66	9月	10
4月	22	10月	12
5月	8	11月	14
6月	7	12月	7
7月	3		
		合計	177 文書

主な、往復文書数は次のようになっている。

- ①外務大臣 ⇄ 駐広東日本領事 78 文書
- ②外務大臣 ⇄ 駐清国日本公使 42 文書
- ③外務大臣 ⇄ 駐香港日本領事 38 文書

月別文書数では、事件がおきた2月から4月までに集中している。とりわけ、問題が一応の解決を見た3月に集中している。往復文書でも、広東、香港、北京が圧倒的に多いのも問題の性質上当然であろう。

以下、時系列的に辰丸事件の流れを追ってみたい。

第二辰丸が、清国兵艦に抑留されたのは明治41(1908)2月5日のことだった。外務省がこの問題を知ったのは、2月8日である。在広東の上野領事から林外務大臣宛に「本邦汽船第二辰丸拘留説ニ関スル件」との未確認情報との注釈つき電報が送られている。第1報は、第二辰丸が、マカオ附近90海里的洋上で、密貿易の疑いによって、広東水師巡洋艦に拘留されたこと。そして、同日付の第2信(電報)では、第二辰丸の軍器はマカオに陸揚げの目的で予ねてマカオ政庁から許可され、日本でも積荷、輸出手続等について、正規に手続きされていると聞くが、そのとおりかどうか、本省に事実確認を求めている。⁽¹³⁾

在広東の上野領事からの事情報告は、一般の「評論」(伝聞)に基いたもので、第二辰丸が大阪栗谷商会の手を経て、門司よりマカオに向けた船で、香港行

きの石炭も積んでいたこと。吃水が深いためにマカオに入港できず、止むを得ず香港の水先案内人をやとったこと。清国領海に停泊中、既に軍器を数隻の漁船に積移す準備をしていたところを清国巡洋艦に発見されて捕らえられた⁽¹⁴⁾、と報告している。一般の「評論」とはいえその後の取り調べと比べてもかなり正確な情報である。

外務省の動きは、早かった。事件を知った2日後の2月10日には、林外務大臣から在広東の上野領事宛に、外務省が取調べた結果として、以下の4点を出先の領事に伝え、第二辰丸の速やかな解放に尽力することを命じている。

1. 第二辰丸は、トン数3,143 吨の汽船で香港安宅商会と契約し、神戸積みマカオ揚げの銃 94 函、弾薬 40 函を搭載し、1 月 26 日神戸を出帆し、門司に寄港して石炭を積み、1 月 30 日門司港を出帆した。
2. 前記銃及び弾薬を輸出するについては、神戸税関より許可状を得、更に神戸水上警察よりも許可状を受け、尚、神戸港内にて火薬搭載の許可状（火薬搭載は、港外での積荷が原則）を受け、公然輸出の手續を履行して出帆している。右許可状3 通は、船長照峰廣吉にて所持のはずである。
3. 第1 項記載の銃及び弾薬の外、船員等が銃器弾薬等を密輸出したるが如きことは、断じてこれなき趣なり。また、第1 項の銃及び弾薬は大阪栗屋商会在安宅商会に売り渡したもので、安宅商会は購入の際マカオ政庁よりの輸入許可証を栗谷商会に提出。栗谷はその許可証に基づいて売り渡した。この許可証も船長にて持参のはず。
4. 辰丸は、吃水 23 にしてマカオの陸岸に近づくことは出来ないので、マカオ沖で荷物を端船に移し、同時に船舶の契約は解除される契約となっている。また、同船に乗り組んでいる清国人は単に便乗しただけで、積荷とは何の関係もない。⁽¹⁵⁾

以後の日本側の交渉は、この調査をベースに展開される。ただ、「船員等が銃器弾薬等を密輸出したるが如きことは、断じてこれなき趣なり」、というように、まるで日本人は悪いことをしないという信念に基づいているような思い入れが、そこに伺える。

清国側の主張

清国側の認識は、日本側の認識と真っ向から食い違う。

2 月 11 日に、広東総督から上野領事に送られた公文は、次のような内容になっていた。

「第二辰丸事件ニ關シ総督ヨリ公文ヲ以テ清国領海ニ於テ日本汽船第二辰丸カ小銃 94 函ヲ密売セルヲ発見シ拱北税関ハ清国軍艦ト共同シテ差押ヘ之ヲ虎門内斜西地方ニ押送シタル旨ノ報告ニ接セリ依テ広東税関ニ命ジ条約ニ照シ処分セシムト申越セリ同時ニ広東税関ヨリハ第二辰丸ノ船主ニ対シ書面ヲ以テ該船ハ日清条約第 5 条ヲ犯シタルモノニ付書面通告ヲウケタル日ヨリ六日内ニ於テ清国官憲ノ審問方ヲ申請スルニアラサレバ船荷共ニ没収スト 1869 年發布ノ「ジョイント、インヴェスティション、ルール」ニ依リ申越セリ」⁽¹⁶⁾

第二辰丸は「清国領内」において「密輸」の嫌疑により、6 日以内に税関会審の審問に応じなければ、「船荷共に没収する」と通告されている。釈放どころの話ではない。この問題にける清国側官憲の意気込みが、伝わってくる初動捜査である。

上野領事は、とりあえず「差押ヘノ不法ナルコトヲ言明シ向後我方ヨリ何等通告スルマテハ本件ヲ税関規則ニ依リテ審問スルコト能ハス」と回答するが、それが精一杯であつたろう。早速、船長、船員、その他積荷関係者を香港から呼び寄せて取調べを行っている。そして、その結果、停泊中に一品たりとも舁などに積み移したことはなく、「密輸」説は根拠がない、と関係者の証言を本省に伝えている。

2 月 14 日付の林外務大臣文書は、第二辰丸「拘留の不法」は既に疑うべくもない。清国官憲において、同船解放が遅延した場合、我方の要求すべき賠償額は、ますます増加し、清国側の責任は一層大きくなる。だから、貴官（上野領事）は、清国官憲に「速やかな解放」を要求すべし、と指示している。⁽¹⁷⁾

事件の性格上、上野領事と地方官憲との間において、地方的に解決する事が適当と認められる事項については、領事の判断で必要な手段をとることを認める通知もしている。

こうした一連の流れが、事件発生第 1 報から約 1 週間の両国の動きである。

日本側の辰丸解放要求に対して、広東総督から上野領事宛の清国側回答公文（2 月 19 日）は、強気で

あった。

「来文ニ依レバ該船搭載ノ兵器ハ澳門(マカオ)政庁ノ許可及貴国税関警察署等ノ特許状有之趣然ルニ此ノ兵器ニシテ貴国ヨリ澳門ニ輸入スルモノナレハ素ヨリ密貿易ノ品トスルヲ得サルモ該船ハ清曆正月四日中国ノ領海ニ停泊シタリシカ其時更風波ナク且午前10時ヨリ午後6時ニ至ル8時間ノ久シキニ亘リ此日午後2時満潮ノ時ナルヲ以テ該船ハ澳門ニ入港スヘキ筈ナルニ更ニ錨ヲ巻クノ模様ナキノミナラズ起重機ヲ用意シ舢舨ヲ雇ヒ該船ニ接近セシメ將サニ貨物ヲ陸揚セントセシカ故ニラッパ税関ハ小蒸気ニテ広東ヨリ派遣セシ巡洋艦ト共同シテ其艦長及士官等ハ一同辰丸ニ乗込ミ船長ニ対シ訊問セシニ小銃94函弾丸40函ヲ同所ニ於テ陸揚スルノ意思アルコトヲ承認セリ而シテ最初ノ位置タルヤ東經113度37分30秒北緯22度8分10秒ニシテ明カニ中国領水ニ係レリ而シテ該船ハ中国ノ許可状ナキヲ以テ右ノ税関員等ハ該船搭載ノ兵器ハ条約ニ違反スル禁制物件ト認メ之ヲ本官ニ報告シテ其指揮ヲ請エリ而シテ本件ハ同治13年5月英国商船新嘉坡ヨリ阿片ヲ搭載シテ海南島ノ沿岸ニテ密貿易ヲ為セシヲ以テ広東巡洋艦之ヲ逮捕没収セシ事件ト同一ナルモノト認メタルヲ以テ該船及貨物共虎門内斜西ニ押送シ一面貴領事ニ通知スル外税関長ニ命シテ税関會審章程ニ照ラシテ辦理セシムルコトニ取計タリ就イテハ広東税関長及本官ノ代表者タルモノト貴領事ト会同シ税関規則ニ照ラシテ會審スルニアラサレバ明瞭ナラシメ能ハス要之該船ヲ解放スルト之ヲ没収スルトハ會審ヲ俟ツテ始メテ決定スルコトヲ得ヘシ惟ニ貴領事モ亦此辦法ヲ以テ適當ノ処置ト認メラルルナラン」(18)

つまり、第二辰丸搭載の兵器は、マカオ(澳門)に輸入すれば密輸ではないけれども、風波もないのに中国の領海に停泊し、満潮時になっても澳門に入港する様子もなかった。その上、舢舨を雇ってまさに貨物を陸揚げしようとしたから、拘留したというのである。

注目されるのは、この清国公文の中で、辰丸船長が兵器陸揚げの意思があったことを「認めた」、と明確に記していることである。

もし、第二辰丸船長が、陸揚げの意思を認めたならば、上野領事の取調べた船長の証言内容と相違する。日本側としても、重要なポイントであり自分の調査を信じたかった中国側としても、先行きの外交交

渉を左右しかねない、譲れない一線であつたろう。

また、清国側の「税関規則に照らした会審の後に解放するか、没収するかが決まる」との公文も、あくまで清国領海内の事件としてみれば、筋の通った対応である。

そもそも日本側は、清国領海内の事件であることを認めていないのだから、税関規則に基づく「会審」は、当然、認められないことになる。

上野領事が取り調べた船長の証言は、清国側の言い分を「捏造」と考えているから、議論は平行線にならざるを得ない。例えば、領海内の停泊地点も、清国側の東経・緯度の地点と辰丸船長の報告とではおよそ1哩(マイル)の差があったという。(19)

当初、事件そのものは頗る簡明であるというのが、日本側の問題認識であつた。だから、清国側が辞を左右して船舶の解放を遅延しているのは不都合であること。船舶解放が遅れば遅れるほど、清国の責任は増大するとプレッシャーをかけている。

2月20日の林外務大臣の訓令では、清国軍艦が我が国旗を卸下げたことは、「我国に対する侮辱であるから、清国をして相当の謝罪をなさしめる」ように下命している。一民間船舶に対して、やや過剰反応ではないか、とも思われるが、清国巡洋艦員が日本の国旗を降ろして清国旗を掲揚したことが、徐々に大きな問題として浮かんでくるようになる。

清国側は、あくまでも税関規則によって会審された後で処分決定をするスタンス崩さない。

2月27日の在清国林公使が、政府高官の那桐、袁世凱と面会したときの話として、最近、「利津丸」なるものが2回武器密輸をしており、今回の辰丸事件で3回目になるとの情報があつて、清国官憲は予め辰丸を待ち受けていたこと。船長は潮待のために停泊したといったが、停泊時間が長いのと吃水が到底澳門に入れないことから、かえって疑惑を招いたこと。当初、辰丸船長が「賄賂」によって逃れようとしたとの報告がなされていたようである。また、席上、国旗の引き降ろしについては、①国旗ではなく商旗であつたこと、②日本の旗が掲揚されているとマカオ地方のポルトガル軍艦から発砲される恐れがあつたので清国旗に変えた、③旗の事は、船長の承諾を得ている、と弁明したという。(20)

辰丸の停泊地点については、ポルトガル代理公使が、東経 113 度 38 分、北緯 22 度 8 分 10 秒であって過路湾を隔てること 2 哩半、ポルトガルの領海であった、と述べており、これが交渉の際の日本側のよりどころになっていた。

辰丸の停泊地点が、「ポルトガル領内」であったというポルトガルの主張が、その後が変わったことについては、既に触れた。注目されるのは、日本側が、「当初葡国力領海ヲ主張シタルハ其根拠薄弱ニシテ清国ノ主張ノ方理由アリシナルヘシ」とし、ポルトガルの主張は「根拠薄弱」で、清国の言い分に理があったのではないかと推測していることである。⁽²¹⁾

いずれにせよ、清国政府の懸念は、日本からの武器が、革命派に流れ、国内の体制が乱れることにあったのである。

菊池論文は、第二辰丸のケースは第三者の仲裁にかけるべき問題だとの認識を示している。また、この問題の背景として、当時の日本経済が不況の中にあり、国民の目を国内から国外に向けさせる術策ではなかったか、とも推測しているが、ややうがちすぎのように思われる。

中国の官憲、軍艦が一体となって、武器を搭載した第二辰丸を特定して抑留した事件からは、腹に据えかねていた清国の官憲の思いが伝わってくる。

ともあれ、日本外交が、第二辰丸事件の処理で見せた力を背景とする外交手法は、そのまま「21 か条要求」にも繋がっている。

その結果が、中国人のプライドを傷付け、「国恥意識」を高揚させたことは、ボイコット問題の経緯によく表れている。

いずれにせよ、「武器密輸」の理非問題が判断されることなく、中国側が謝罪するような政治的処理が、政治の中心地・北京と事件現場・広東との軋轢を生んだばかりでなく、日中間のコミュニケーション・ギャップを決定的に大きくしたことは間違いない。

東京朝日新聞の報道

『東京朝日新聞』（復刻版「明治編 179、日本図書センター、2002 年 4 月刊）によると、同紙が第 2 辰丸の事件を報じたのは、明治 41 年 2 月 8 日付であった。7 日の上海特派員の「本社支那特電」として「日本

汽船の武器密輸出」との一段見出しで、次のように簡単に報じている。

「香港よりの報道に據れば昨日午後日本汽船 1 隻、孫逸仙の部下に属する革命黨員の爲め武器を陸揚げせる廉（かど）により澳門税關附近にて差押へられたりといふ」
同上後報（同上）

「澳門附近にて差し押さえ経られたるに本汽船は第二辰丸なり小銃 90 函、弾薬五千皆没収さる同船は英國の領海外に投錨し將に荷を卸さんとしつつありし時差押へられしなり廣東に差廻さるべし」

香港よりの報道を根拠に、上海で発信されたものである。香港の報道機関は、「孫文の革命黨のための武器弾薬が、差押えられた」と明確に報じたのであろう。外交文書では革命黨の関与は触れられていない。

2 月 7 日付の送稿で「昨日」とあるから、6 日の午後に事件はおきたとの報道である。

続報では、汽船の名前が「第二辰丸」であること、没収された小銃が 90 函、弾薬が五千であるとの具体的な数字を記録している。

翌 9 日付の報道では、更に詳細な内容が伝えられており、事件のおきたのが 5 日で、澳門に入港するために清国の領海に潮待ちをかねて水先案内を待っていた時に、香港税関に抑留されたと、事件発生の日付を訂正し、砲艦 4 隻に護送されて辰丸が廣東に着いた、とある。

武器弾薬の荷受主は、澳門の銃砲商ホンボ商会でモーゼル銃千五百弾薬四萬発を栗屋商会から買い付けたもので、貨物はいまだ荷揚げされておらず、マカオの法律家バスト氏が日本領事と協議すべく香港に來た、と報じている。「積荷目録以外に銃七百五十発見せられたり」との未確認情報も報じている。本当であれば、その分は密輸ということになる。

一連の記事を見る限り、民間の船会社の問題であり、国家が前面に出て関与するような問題には見えない。また、同船が、神戸出帆の時から「注意されて居りしと噂せらる」との伝聞が記事になっているが、ここでも主語が不明確である。話の流れとしては、日本官憲ではなく、反政府の革命黨に武器が使用されることを懸念した清朝官憲が「マークしていた汽船」であったようだ。

そうでなければ、沖に停泊していた第二辰丸が、武

器弾薬を積み込んでいる事を、的確に見分けて拘留することなど出来ない相談である。

第二辰丸の照峰廣吉船長から同船会社顧問の安藤新太郎代議士宛てに届いた手紙が紹介されている(2月18日付)。その中で、清国側官憲が「船主と安宅との間に結ばれた契約の委細を承知して居れるには驚き入りたる次第にて是密告者の手に出でしものと思はる」と報告している。船長の手紙を見る限り、清国側が第二辰丸を待ち受けて拘留したことはまちがいないようである。

2月8日付記事は、マカオの報道がポルトガルの代言人(弁護士)バスト氏の「該武器の輸入者はマカオ政庁の許可を得てモーゼル銃千五百挺弾薬四千発を輸入したるもので、決して清国革命黨に供給する目的ではない」と主張したことを報じている。

注目されるのは、同日の記事の中で香港駐在の日本領事が、「余は本件に干渉する権利なし」といったことを伝えていることである。

また2月10日付では、第二辰丸の一等船客4人から得た話として、清国の砲艦が辰丸を廣東に連れ行こうとした時、船長はこれを了承しなかったので、砲艦は勝手に日章旗を撤去し黄龍旗を掲揚し、機関を動かそうとした。けれども、うまくいかず種々交渉の結果、船長漸く承諾してワンポーに着いた。しかし、船長は、清国国旗の掲揚を不当として抗議して、証明を要求したけれども入れられなかったことが記されている。

「国旗」にかかわることが、船客の話としてこのような形で国内に報じられては、領事館としても「干渉する権利なし」とばかりは、いえない状況であろう。

2月15日付では、「辰丸差押抗議」の見出しで、林公使が、広東水師に対して、第二辰丸を捕獲しその国旗を引き下したことは誤解にもとづくのとはいえ、我が国旗を辱めたことは大きな問題であり、清国外務部に、速やかに汽船を引き渡し、関係官吏を処罰するように、との譴責的抗議書を送ったことを報じた。

中国側新聞の報道には、おおむね広東官憲の措置を妥当なものとし、中外日報は「買い手は革命党だ」と社説で論断したという。

2月29日付になると、「軍艦和泉は一昨日、上海を抜錨し香港に向かいたるが、状況如何に依っては、

或いは艦隊の派遣を見るに至るべし」とある。同日の「外交文書」には、外務大臣が清国公使を外務省に呼び寄せ「帝国政府ハ、或イハ自ラ適当ト信スル措置ヲ取ルノ止ムヲ得サルニ至ルコトナキヲ保シ難シ」と説示したとある。武力をちらつかせての威嚇であるが、新聞記者にも知らされたのであろう。

東京朝日は、香港の新聞が筆をそろえてこの機を利用して、「大いに日本を膺懲すべし」としたり、乱暴な論説を掲げて「人心を扇動」しており、日本人と清国人がこの問題になると、暴力沙汰になりかねない状況だと伝えている。

3月2日付では、軍艦和泉が香港に入港し在留邦人は、日本外交政策の不振を憤慨し、「この際、大艦隊を派遣して果敢なる措置を取らんことを」渴望していると述べたという。何とも威勢のよい話ではある。

林外務大臣も、第二辰丸の拘留地点が、清国国内であったどうか、といった当初からの問題点について、非常にこだわっていた。日本側の示した5条件の解決案に清国が同意しない場合、「断然最後ノ手段ニ出ルノ外無ク」とし、そうしても世間はやむを得ない措置として認めるであろうとの認識を示している。最後の手段といえ、武力以外にはない。

これを受けて東京朝日も、3月7日付で、「日本政府は、最後の武力に訴えても初志を貫く決心を持って談判する由」とし、その前に当地外国人の誤解を防ぐ方針を取るだろうと報じている。

『日本外交文書』を追っても、この時期の香港社会の全体的な空気はよく分からないが、新聞は幅広い情報があり香港の雰囲気はそれなりに分かる。

3月8日付では、第二辰丸事件に関する責任ある日本外交官の「本音」が吐露された記事が、掲載されている。即ち、輸出許可のある武器とはいっても、それがどこに転売されるのか講究しないのは、故意か、無意かわからないけれども、遺憾なことだ。しかし、国際的な権利問題となったからには、「日本の面目」としてどこまでも争わざるを得ない。日本の税関の不注意、日本商人の近視眼的なことによって、国交上重大な問題を惹起し、「徳義上支那の感情を害することと知りつつ、これを争はざるを得ず、我が対清政策上その不利は、一目瞭然たるべし」と述べたという。かなり重要な発言である。

対清政策上、その不利は一目瞭然と知りつつ「面目」を保つためには、争ったというのである。

ボイコット問題を引き起こし、両国関係を悪化させてまで保つ「面目」とは、一体、何であろうか。

この問題に関する外国の見方も、紹介されている。米英の新聞論調は、戦争になる事はなく、第3国にゆだねられるであろう、との見方を示している。

一方、3月9日付になると、香港の「紳商」が会議を開いて、「辰丸問題に対して強い態度で望むように」清国外務部に建議したり、日本からの輸入貨物の厳重審査、各種教師の日本からの招聘を止める決議をしたことも報じられている。広東でも同日に「市民辰丸解放反対大会」を開き、「辰丸事件の公平な判決を求める電報を北京政府に送った、とある。

そして、3月16日付で「辰丸事件決着」との記事を掲載し、翌17日付では、「確定」事項として、①謝罪礼砲、②辰丸解放、③損害賠償、④官吏処分、⑤兵器買収の5項目について、清国が日本の要求を入れたことを伝えている。

事件の決着

先に新聞が報じた、両国間の「覚書」内容の概要は、きわめて正確に伝えられている。詳しくは、次のようになっていた。

1. 清国政府は、日本国旗引き卸に対して、辰丸停泊地点附近にて、艦砲を発射し、陳謝の意を表すること。また、日本側として関係者の厳罰を求めず、清国政府が相当と認める方法にまかせる。
2. 清国政府は、即時無条件にて第二辰丸を解放する。
3. 第二辰丸搭載の武器弾薬は、清国政府の最も懸念するところであり、日本円21,000円で日本政府として努力し清国政府に売却させるので、清国政府としてこれを買収すること。
4. 清国政府は、第二辰丸拘留に関する事実を審査し、その責任者を処罰すること。
5. 清国政府は、第二辰丸拘留のために生じた損害を賠償すること。（武器弾薬以外に、積荷として海産物、石炭等がある。）

この覚書では、今回の問題を離れて、将来、清国政

府が武器弾薬の密輸入取締る際には、相当の援助をすることを付言している。⁽²²⁾

日本側の一方的な勝利といってもよい内容である。それだけに、広東の官憲、企業、市民の怒りの大きかったことが容易に推察できる。

音大の処理は、3月、4月と覚書に基づいて順調に処理された。例えば、海産物などの積荷損害や第二辰丸の船の損傷などの賠償などであった。

『日本外交文書』で「日貨ボイコット」の記録が掲出されたのは、『覚書』が取り交わされてから3ヵ月後のことであった。

6月17日付で在広東瀬川領事から林外務大臣に、次のような文書が出されている。

「辰丸事件以来当地方ノ人ハ一体ニ我国ニ対シテ頗ル神経過敏トナリ居ルカ故ニボイコット鎮定ヲ以テ焦眉ノ急」

としている。それにしても、『日本外交文書』から対日ボイコットの緊迫感が伝わってこないのは、不思議である。このことから当時の日本に緊迫感はなかった、と判断するのは間違であろうか。

事件後、損害賠償問題に携わってきた瀬川浅之進領事は、広東総督との交渉の感懷を、小村寿太郎外務大臣に、次のように書き送っている。

「当時ニ於ケル辰丸ノ行動ハ果シテ徹頭徹尾正当ノモノナリシヤ否ノ問題ハ決シテ今日ニ於テ彼我両者ノ間ニ十分了解セラレ居ルモノニ無之故ニ辰丸事件ニ関連セル諸般ノ事ヲ談話スルニ当リ動モスレハ総督ハ北京協定ハ広東ニ於ケル實際ノ情形ヲ精査セスシテ倉皇ノ間ニ決シシ恰モ是非ヲ顛倒シタル所アルモノノ如クニ唱ヘサルハ無之候又当地在留外国人中ニモ常ニ本件ニ就キ総督ニ同情ヲ寄スルモノ有之候ノミナラス辰丸事件ノ真相ヲ最も詳ニ知悉スル所ノ香港在留ノ日本商人ノ如キ本件ニ関シ辰馬商会及安宅商会ノ行動ヲ是認スルモノハ殆ト無之由ニ候」⁽²³⁾

民間商社の武器輸出にかかわる問題について、政府が関与し、あげくに強烈な「日貨ボイコット」というお返しを受け、その後の日中間にも大きな影響を及ぼした事件である。

辰丸事件の後始末をした香港領事が、「在留日本商人で、辰馬商会及安宅商会ノ行動ヲ是認スルモノハ殆ト無之由ニ候」という状況は、一体どのように理

解したらいいのであろうか。

個人、企業の責任と国家のかかわり方に、「理非曲直」の基本原則より、国の面子が優先された結果、個人責任、企業責任の範囲が、曖昧になった原因があるように思えてならないのである。

『日本外交文書』資料は、問題解決に際して両国の交渉過程を、正確に伝えている。しかし、清国側が、なぜ日本提案の解決案を受け入れる決断をしたのか。その理由は、残念ながらこの外務省資料からは、判然としない。

香港特派員は、18日付で極めて短く「辰丸事件顛末発表の際、清国の世論大いに沸騰すべし」と、荒れる日清関係予見する記事を書き送っている。この短い記事内容について日本の読者は、その意味を解説できなかったのではないか。

終わりの始まり―「日貨ボイコット」始まる

東京朝日新聞の予言どおりに、両国間で第二辰丸事件の決着みた時点から、香港市民は、日貨ボイコットは、始まった。終わりの、始まりである。

本格的な動きは、辰丸に対する謝罪の礼砲、辰丸の解放のあった3月19日以降である。20日の記事では、広東の「日本品排斥決議」、香港の「日本品排斥協議」「広東総督の辞職」など、日本に対する反発が広まっている様子が紹介されている。

また、広東では、辰丸解放の日を「国辱記念日」として日本品に対し、復讐手段をとるため、日本品の調査をする動きのあることが伝えられている。

1905年の対米ボイコットと同じような動きが進んでいることをうかがわせる。

香港、広東を中心としたボイコットの様子を掲載記事で追ってみると次のようになる。

<東京朝日新聞のボイコット関係記事数>

2月―22記事 3月―14記事 4月―43記事
5月―14記事 6月―1記事 7月―2記事
8月―5記事 9月―3記事 10月―1記事
11月―17記事 12月―8記事

総計：130記事

オーストラリアあたりにも飛び火した運動であったが、基本的にアメリカの移民禁止法案と比べると、問題の大きさが違うこともあって、12月にはほぼ終

息した。

この日貨ボイコットは、中国人の愛国精神に火をともしたという点では、成功であったといえよう。何より、第1回の日貨ボイコットであるのに、10ヶ月間にわたって、運動が継続されたことに、大きな意味があったと解すべきであろう。

おわりに

朝日新聞の第二辰丸報道及び『日本外交文書』から見ても、記事内容の正確さ、冷静な取材は、今日の新聞記事に比しても、勝るとも劣らない内容をもっている。新聞記者の質が、それだけ高かったということであろう。

東京朝日新聞は、第二辰丸が被害者であるとの視点で、外務省の対応を支援しながらも、香港の実情や外国紙の動きについても、フォローしている。

最終的には、政治決着であったが、清国側でも広東の官民は、決して納得できなかったであろう。

ただ、辰丸船長の照峰広吉氏の言動に関しては、日本側と清国側では、事実認識が大きく異なった。何故であろうか。誠に不可解である。(その辰丸船長も、同年3月28日、風土病のために、広東で客死した。)

船長が、双方に対して都合のよいように、証言を使い分けたのか、あるいはどちらかの国が、虚偽の主張をしたのか、それはわからない。

日本側が、外国の仲裁を拒否してまで、自説に固執し、武力も辞さないような肩入れをしなければならなかった理由は、何だったのか。必ずしも明確ではない。

第二辰丸事件で日本政府が民間に肩入れする官民馴れ合い体質は、戦後に「日本株式会社」といわれたような、官庁主導による民間企業との親密関係を髣髴とさせるものがある。民が官に頼る構図といった方が正確かもしれない。

一般国民の立場からいえば、この問題は理解が難しかったのではないか。なぜなら、第二辰丸が不当に拘留されたという新聞報道から両国間の交渉による解決まで約1ヶ月であり、日貨ボイコットは問題解決後に起こったからである。

時系列的に新聞を手元に置いて眺めれば、経過が分かる。しかし、新聞は毎日配られ、読み終われば

大体は整理される。過去と現在をつなぐ的確な情報が提供されていたわけではない。一件落着後に、降って沸いたように大きなボイコット問題が発生したわけだから、理解を超えることであったに違いない。

中国側の「日貨ボイコット運動」からも学ぶことは多い。

中国人の人的ネットワークの強さに、ボイコット運動の抵抗力が凝縮されている。政府に頼らない姿勢、自分たちのネットワークを動員して、幅広い抵抗組織を形作っていく。今日でも、この情報ネットワークは、中国パワーの源泉となって、グローバルな経済活動にも生かされている。

また、ボイコット運動を通して、傷つけられた中国人としての民族の誇りを回復する「愛国運動」として人々に支持されたことである。不平等、差別に反発をするパワーを、愛国心に結びつけた意義は大きい。

日貨ボイコット運動が、中国にとって一種の自己主張であることは、既に述べた。

それに比べて、日本は、今も昔も世界を意識した自己主張力が弱いように思われる。問題が発生した場合の的確な「説明責任（Accountability）」の意識の強さ、と言い換えてもいい。この意識をもっと高める必要がある、ということである。

文化が違えば、言動も異なる。だから、世界の中で、自分たちの行為行動、歴史文化、経済社会等を、絶えずきちんと伝える「説明責任」意識を高めることは、例え問題が解決しなくとも国際間の誤解拡大を防ぐことになるからである。

（了）

〔註〕

- （1）『アジア歴史事典』第7巻、平凡社、1985年1月、325頁
- （2）松本武彦「対日ボイコットと在日華僑」『中国近現代史論集—菊池貴晴先生追悼論集』汲古書院、1985、年9月、226頁。
- （3）相川武夫『国際政治思想と対外認識』創文社。昭和52年12月。186頁。
- （4）菊池貴晴『増補中国民族運動の基本構造』汲古書院、1972.9.

- （5）松本前掲書。222～250頁。
- （6）菅野正「辰丸事件と在日中国人の動向」『奈良大学紀要』第11号、奈良大学、1982年12月、17～32頁。
- （7）米沢秀夫「対日ボイコットと民族ブルジョア階級」中国研究所紀要』第2号、中国研究所、1963年10月、117～162頁。
- （8）菊池前掲書、6～7頁。
- （9）菊池前掲書、95～97頁。
- （10）菊池前掲書、58～64頁。
- （11）『日本外交文書』第41巻第2冊、日本国際連合協会、昭和36年2月、45頁。
- （12）菊池前掲書、61頁。
- （13）前傾『日本外交文書』1頁。
- （14）前傾『日本外交文書』2頁。
- （15）前傾『日本外交文書』2頁～3頁。
- （16）前傾『日本外交文書』3頁～4頁
- （17）前傾『日本外交文書』5頁。
- （18）前傾『日本外交文書』6～7頁。
- （19）前傾『日本外交文書』9頁。
- （20）前傾『日本外交文書』61頁
- （21）前傾『日本外交文書』45頁
- （22）前傾『日本外交文書』43～44頁。
- （23）前傾『日本外交文書』61頁。

（以上）

(Received: September 30, 2004)

(Issued in internet Edition: October 31, 2004)